

自由が丘駅周辺駐車場地域ルール（素案）からの主な変更箇所

No	項番等	変更前	変更後	理由
1	項番2 適用地区の区域	なし	<u>住居表示：自由が丘一丁目3～4番（一部）、5～14番、25～31番、自由が丘二丁目9～13番、14～17番（一部）、緑が丘二丁目25番（一部）</u>	適用地区の区域を明確にするため、住居表示を追記する。
2	項番8 駐車施設の規模・構造・出入口等	基準を定めます。	<u>自由が丘駅周辺駐車場地域ルール運用マニュアル（以下、「運用マニュアル」という。）に基準を定めます。</u>	基準の定め方について明確にするため、運用マニュアルに基準を定める旨を追記する。
3	項番9 <u>駐車施設の効率的な活用方法（駐車施設への自動車誘導策等）</u>	なし	<u>本地域ルールの導入にあたっては、駐車目的車両による交通負荷の軽減、路上駐車解消等、地域の交通・駐車課題に対応するため、附置台数の減免に合わせた駐車施策等の実施により、効率的な駐車場の活用を図る。</u>	効率的に交通・駐車課題を改善するため、地域ルールの導入による附置台数の減免に合わせて、駐車施策等を実施する旨を追記する。
4	項番10 地域ルールの運用体制及び運用方法	なし	<u>運用に係る事項は、自由が丘駅周辺駐車場地域ルールの運用に関する要綱（以下、「要綱」という。）、自由が丘駅周辺駐車場地域ルール運用基準（以下、「運用基準」という。）及び運用マニュアルに定める。</u>	運用方法について明確にするため、運用に係る事項を要綱や運用基準、運用マニュアルに定める旨を追記する。
5	項番10 地域ルールの運用体制及び運用方法	自由が丘駅周辺駐車場地域ルール	自由が丘駅周辺駐車場地域ルール <u>運用委員会</u>	運用の検証や見直しを行う会議体として設置するものであり、その性質を踏まえて名称を検討した結果、協議会ではなく委員会とする。
6	項番11 地域ルールの実効性を確保するための方策	<u>地域ルール運用協議会</u>		

No	項番等	変更前	変更後	理由
7	項番12 委任	なし	<u>本地域ルールに関する取扱いの 詳細については、別に定める要 綱、運用基準及び運用マニュアル のとおりとする。</u>	詳細について明確にするため、要綱や運用基準、運用マニュアルを定める旨を追記する。